

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問28（情）第12号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定を取り消し、改めて開示可否を決定すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示の請求

審査請求人は、平成28年8月18日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「実施機関が平成28年度に〇〇〇〇法律事務所（以下「本件弁護士事務所」という。）への支払い他関係書類、730-〇〇〇〇 広島市〇〇〇〇ビル〇〇号 本件弁護士事務所（以下「本件請求文書という。）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第8条第2項の規定により、平成28年8月31日付けで決定期間の延長を行い、その後、条例第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年9月14日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年9月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

理由とされる「保護されるべき利益」が明らかでない。これでは理由にならない。

開示決定の延長した挙げ句の存否応答拒否の判断は理解しがたい。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求に対する決定

本件請求の内容について検討したところ、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなると判断した。

よって、審査請求人に対し、本件処分を通知した。

2 審査請求人の主張に対する弁明

(1)「理由とされる『保護されるべき利益』が明らかでない。これでは理由にならない。」について

存否応答拒否の理由については、対象行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護される利益を損なうこととなるからであり、このことは、通知書に記載して審査請求人に説明している。

なお、保護される利益については、不開示情報そのものであることから明らかにできない。

(2)「開示決定の延長した挙げ句の存否応答拒否の判断は理解しがたい。」について

条例第8条第2項では、「実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、(略)開示請求があった日から60日を限度として、その期間を延長することができる。(略)」と規定されており、本件請求に対する開示等決定の判断については、開示請求の内容が複数の部局に関連する情報に関するものであったため、意見調整に相当の日数を要すると判断し、開示等決定の期間の延長を行ったものである。

よって、本件請求に対し、開示等決定の判断を15日以内に行うことが困難であると判断したことから決定期間の延長を行っているものであり、「開示決定の期間延長した挙げ句の存否応答拒否の判断は理解しがたい」という主張は失当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求文書について

本件請求文書は、平成28年度における実施機関から本件弁護士事務所に対する経費の支出に関する行政文書であり、実施機関は、本件請求が本件弁護士事務所を特定して行われたものであるから、本件請求文書の存否を答えるだけで保護されるべき利益を損なうこととなるとして、本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在してい

るか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼしたりすることがある。そこで、条例第13条は、行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

また、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより、本来、条例第10条の不開示情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合をいうものである。

(2) 存否応答拒否処分の妥当性について

諮問実施機関によれば、本件請求は本件弁護士事務所を特定して行われたものであり、仮に本件請求文書が存在する場合に、その存在を明らかにすると、特定の期間において、本件弁護士事務所に対して実施機関が報酬等経費を支出したことを明らかにすることになり、他の情報と突合することにより、本件弁護士事務所所属の弁護士（以下「本件弁護士」という。）が実施機関の顧問弁護士あるいは訴訟代理人等であることなどが明らかとなることにより、条例第10条第3号、同条第4号及び同条第6号の規定により保護すべき利益を害することとなり、逆に、行政文書が存在しない場合にそのことを明らかにすると、実施機関の顧問弁護士あるいは訴訟代理人等ではないという情報を開示することになるとして本件処分を行った旨説明する。

そこで、本件請求文書の存否を明らかにした場合に、諮問実施機関が説明する条例第10条第3号、同条第4号及び同条第6号の規定により保護すべき利益を害することとなるか検討する。

ア 条例第10条第4号の不開示情報該当性について

条例第10条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とすることを規定している。ここでいう公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは、公共の安全と秩序の維持のための警察活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいうものである。

諮問実施機関によれば、本件請求文書の存否を答えるだけで、反社会勢力と対峙して活動するという実施機関の事務の特殊性から、反社会勢力や実施

機関に悪意を持つ者（以下「反社会勢力等」という。）が本件弁護士が実施機関の顧問弁護士あるいは訴訟代理人等であることを把握し、攻撃対象にしたり、業務妨害等を行ったりするおそれがあるということであった。

しかしながら、実施機関が当事者となる訴訟事件においては、当該訴訟事件における相手方当事者に対して、実施機関の訴訟代理人は明らかとなる。

そうすると、諮問実施機関のいう公共の安全と秩序の維持のための警察活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合とは、反社会勢力等が、実施機関の顧問弁護士や自らが当事者ではない訴訟事件で実施機関の訴訟代理人を務める弁護士に対して行う業務妨害等によって生じるものに限られると認められるところ、諮問実施機関によれば、実施機関の顧問弁護士であることを理由に当該弁護士に業務妨害等が行われた具体的な事例はなく、最悪の事態を想定して公表すべきではないと考えているということであるから、そのおそれの程度は、抽象的で具体性に欠けるものであるといわざるを得ない。

以上のことから、本件請求文書の存否を明らかにしても、そのことで直ちに、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすとは考えられず、条例第10条第4号により保護すべき利益を害するとする実施機関の判断が合理性を持つものであるとは認められない。

イ 条例第10条第3号の不開示情報該当性について

条例第10条第3号は、法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。ここでいう競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるものである。

諮問実施機関によれば、本件請求文書の存否を答えるだけで、反社会勢力等が本件弁護士が実施機関の顧問弁護士あるいは訴訟代理人等であることを把握し、攻撃対象にしたり、業務妨害等を行ったりすることが予想され、実施機関の顧問弁護士又は訴訟代理人等としての職務に支障が生じることはもちろん、心身の故障等を来すことになれば、他の弁護士活動にも支障を及ぼすこととなり、弁護士業を営む個人としての正当な権利を害するおそれがあるということであった。

しかしながら、上記アで述べたとおり、実施機関の顧問弁護士であることを理由に業務妨害等が行われた具体的な事例はないということであった。

また、本件請求文書の存否を答えることによって、本件弁護士の他の弁護士活動に生じる支障とは、実施機関と争訟関係にない反社会勢力等が当該弁護士の業務を妨害することなどによって生じるものに限られると認められるから、そのおそれの程度は、上記アと同様、漠然とした不安感の域を出るも

のではない。

したがって、本件請求文書の明らかにすることは条例第10条第3号により保護すべき利益を害するものとは認められない。

ウ 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めたものであり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの例として、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれを挙げている。

諮問実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、反社会勢力等が本件弁護士が実施機関の顧問弁護士あるいは訴訟代理人等であることを把握し、攻撃対象にしたり、業務妨害等を行ったりするおそれがあり、本件弁護士が実施機関の顧問弁護士又は訴訟代理人等としての職務執行を忌避することなどが予想され、そうすると、警察職員の各種警察活動に係る訴訟事件や高度な法律的判断を要する案件に関する警察活動に支障を来すおそれがある旨説明する。

しかしながら、上記ア、イで述べたとおり、そもそも、本件請求文書の存否を答えることにより本件弁護士が実施機関の顧問弁護士あるいは訴訟代理人等であることが明らかとなり、反社会勢力等の攻撃対象とされるといったおそれの程度については、抽象的で合理性に欠ける、あるいは漠然とした不安感の域を出るものではない。

したがって、本件請求文書の存否を明らかにすることは条例第10条第6号により保護すべき利益を害するものとは認められない。

エ 小括

以上のとおり、仮に本件請求文書が存在する場合に、その存在を明らかにしても、そのことで直ちに、条例第13条にいう「保護されるべき利益を損なうこととなる」とまでは認められず、逆に、本件請求文書が存在しない場合に、そのことを明らかにしても同様であるから、本件請求文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した本件処分は妥当ではない。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 理由付記について

審査請求人は、本件処分の理由について、保護されるべき利益が明らかではなく、理由にならない旨主張する。確かに、本件処分の理由付記については、実施機関が本件処分を行うに当たり根拠とした条例第13条の条文の一部を引用するのみで、当該根拠条文を適用した具体的な理由が示されていない。

当審査会としては、実施機関に対し、今後は、条例第7条第3項の規定に鑑

み、不開示決定等を行うに際しては、根拠条文のみならず、当該条文を適用する理由を具体的かつ簡潔に記載することを求めるものである。

(2) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 12. 15	・ 諮問を受けた。
29. 10. 31 (平成29年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 11. 28 (平成29年度第8回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
29. 12. 26 (平成29年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 1. 25 (平成29年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授